

○中城村ホームページ広告取扱要綱

中城村ホームページ広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中城村のホームページへの広告掲載に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本村HP 中城村が管理するホームページ
- (2) バナー広告 本村HP内に表示される広告画像で、広告主の指定するURLにリンクが可能なもの

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (5) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 青少年の健全育成において好ましくないもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 誇大表示、不当表示及び表現方法が不適切なもの
- (10) 人権及び公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
- (12) 商品先物取引及び貸金業に関するもの
- (13) 広告の内容について、村が推奨しているかのような誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (14) 比較広告
- (15) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (16) 中城村の村税等に滞納がある者（法人及び個人を問わず）の広告
- (17) 前各号に定めるもののほか、広告掲載として適当でないと村長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係わる広告は掲載しないものとする。

- (1) たばこに係わるもの
- (2) ギャンブル（公営くじに係わるものを除く。）に係わるもの
- (3) 法律に定めのない医療類似に係わるもの
- (4) 営業等において必要な届出又は許認可を受けていないもの

(広告の種類)

第4条 本村HPに掲載できる広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の内容、デザイン、規格等)

第5条 広告は、中城村の名誉を毀損し又は信用を失墜されることのない内容及びデザインとし、規格については次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横160ピクセル
- (2) 形式 G I F (アニメ不可)、J P E G又はP N G
- (3) データ容量 12K B以内

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は別表1のとおりとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集及び掲載等は、本村H Pの管理者が行う。

2 広告の募集は、本村H P、広報なかぐすく等により公募するものとし、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

(広告掲載の申込)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下(申込者)という。)は、「中城村ホームページ有料広告掲載申込書」(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿、資料、図面等を添えて、広告掲載開始希望月の1か月前までに村長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告掲載を希望するものが広告枠数を超える場合は、次の各号の順位に沿って優先とする。

- (1) 申込者の主たる事務所等が中城村内にあるもの
- (2) 申込期日が早いもの
- (3) 抽選

(広告の掲載期間)

第10条 広告を掲載する期間は12か月以内とする。

2 広告の掲載期間の単位は1か月とする。ただし、村長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 広告掲載の開始日及び終了日は別途村長が定める。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間中、村の都合で本村H Pを閉鎖又は掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、庁舎内の定期的な電気点検、自然要因による停電又は閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 掲載期間の延長に伴う掲載期日は、広告枠の空き状況において村長が決定する。

3 村長は、広告主が掲載期間の延長を望まない場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載料)

第12条 広告の掲載料は、別表1に掲げるとおりとする。

(広告掲載決定の通知)

第13条 村長は、前7条の規定による申込書を受理したときは、必要な審査を行い速やかに広告掲載の可否を決定し、「中城村ホームページ有料広告掲載可否決定通知書」(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告案の審査)

第14条 広告掲載を決定された申込者(以下「広告主」という。)は、掲載決定後、村長

が指定する期日までに、前5条に規定する内容で作成された原稿案を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第15条 広告掲載を決定された広告主は、掲載決定後、村長が指定する期日までに、村の発行する納入通知書により広告掲載料を一括で前納するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載する者又は村長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載料は原則として返還しない。ただし、村長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第17条 広告のリンク先の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに本村HPを管理する担当課長等に連絡するものとする。

(掲載決定の取消し)

第18条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 村長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
(2) その他村長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(補則)

第19条 広告に関する必要な事項は村長が決定する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

ホームページ名	位置	枠数	掲載料(税込み)円/月
中城村ホームページ	トップページ	3枠	各枠10,000円

様式第1号(第8条関係)

「中城村ホームページ」有料広告掲載申込書

中 城 村 長 殿

申 込 日		平成 年 月 日
申 込 者	住 所 (所在地)	〒
	会社名 代表者名	印
	TEL・FAX	
	メールアドレス	

担当者名	
------	--

「中城村ホームページ」に広告を掲載したいので、下記のとおり原稿案を添えて申込みます。

記

掲載開始希望月	掲載月数
年 月	月

備考

- 1 広告規格（サイズ）については、取扱要綱のとおりです
- 2 希望通りに掲載できない場合がありますので、ご了承下さい
様式第2号（第13条関係）

「中城村ホームページ」有料広告掲載可否決定通知書

殿

中城村長 浜 田 京 介

平成 年 月 日付で申込みのありました「中城村ホームページ」有料広告掲載については下記のとおり通知します。

記

掲載します

(1)掲載開始月・月数

掲載開始月	掲載月数
年 月	月

(2)広告掲載料

別添の納入通知書により、平成 年 月 日までに納入してください。

掲載できません

【理由】